

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十三年一月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十二年十一月十九日奈良県指令郡土第四一―三三号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十一日郡土第四八〇〇号

三 開発区域に含まれる地域

天理市二階堂上之庄町一四二番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市二階堂上之庄町三四二番地ノ三

廣井將修